

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="142 521 770 1435"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="142 521 770 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 573 588 1384"> 設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="588 573 770 1384"> <u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地</u> 県南 広域振興局経営企画部 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="142 1384 770 1435">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	<u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地</u> 県南 広域振興局経営企画部	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="828 521 1457 1435"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="828 521 1457 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 573 1291 1384"> 設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。） </td> <td data-bbox="1291 573 1457 1384"> <u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目2</u> <u>番地</u> 県南広 域振興局経営企画部 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="828 1384 1457 1435">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	<u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目2</u> <u>番地</u> 県南広 域振興局経営企画部	[略]	
[略]													
設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	<u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地</u> 県南 広域振興局経営企画部												
[略]													
[略]													
設立法人等の主たる事務所が花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在する場合（花巻市にあつては花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、奥州市にあつては奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、和賀郡にあつては和賀郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、胆沢郡にあつては胆沢郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。）	<u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目2</u> <u>番地</u> 県南広 域振興局経営企画部												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													